

新潟労働局長（以下、「当局」という。）は、令和7年3月19日（水）、全労働省労働組合新潟支部執行委員長（以下、「全労働新潟支部」という。）と交渉を行った。

この交渉の概要は、次のとおりである。

【全労働新潟支部】

1 労働行政体制の拡充について

新たな総合経済対策など様々な施策を担う労働行政の役割に相応しい体制確立のため、労働行政職員の大幅増員を図ること。窓口取扱時間（受付時間）の設定部署を拡大すること。

2 賃金の改善等について

消費者物価の急騰が続き終息の兆しがなく、生活費水準が高止まりしている中、公務・民間ともに物価高騰に見合う大幅賃上げが必要。政府は賃金引上げを最重要政策と掲げており、公務職場から賃金引上げを行い、全体の賃金水準の底上げを図ること。ほか、給与構造改革等によって生じた不公平な地域間格差と世代間格差を解消すること。高齢層職員の賃金水準抑制を行わないこと。地域手当及び寒冷地手当の支給対象地域の見直しと支給額の改善を行うこと。

【当局】

1 労働行政体制の拡充について

県民、国民から求められる期待や役割を果たしていくため、行政体制の整備の必要性を十分に認識しているところである。

国の重要政策である「働き方改革」、「三位一体の労働市場改革」や、新たな総合経済対策などの関連業務については、労働行政が一体となって取り組む課題であり、行政体制の整備のため、これに見合った定員の確保に向け、労働行政の重要性などについて、引き続き、関係機関に対して説明してまいりたい。

2 賃金の改善等について

職員の給与に関する事項は、物価高騰の折、職員及びその家族の生活に直結し、職員の士気にかかわるものであり、高齢層職員の処遇改善を含め、職場の実情等を踏まえた適切な措置が講じられるよう、引き続き関係機関に要望してまいりたい。

また、地域手当及び寒冷地手当については、対象地域の拡大・支給額の改善等について当県の実情に即した見直しが行われるよう関係機関に対して引き続き要請してまいりたい。